

刑弁でGO!

第30回

体験談

初めての裁判員裁判を経験して

刑事弁護委員会委員 宮内 博史 (62期)

昨年の4月、3日間にわたり、初めての裁判員裁判を経験した。以下、同裁判での弁護活動について報告したいと思う。

事案

事案は、被告人が、自宅で、カラーコピー機を用いて、1万円札を合計52枚偽造した上、コンビニエンスストアでそのうちの1枚を行使したとして、通貨偽造、偽造通貨行使罪で起訴されたというものである。被告人は、同じ罪で4年間の懲役刑に服した後、わずか3か月の間に犯行に及んでおり、当該事情をどのように乗り越えるかが最大の課題であった。

公判へ向けた弁護活動

ケースセオリーの確立が問題であった。とりわけ、本件が、前刑の執行終了直後に起きていることは否定しがたい事実であり、厳しい公判が予想された。

私たちとしては、本件の偽札が拙劣なものであること（実際、偽札にはすかしやホログラムがなく、印刷のずれも顕著であった）、両親及び兄弟といった家族による支援体制があること、被告人が反省していることを柱に弁護を展開することにした。

そのため、本件の偽札と真正1万円札を並べて撮影し、その違いが一見して明らかである旨の報告書を作成した。また、家族との話し合いを重ね、犯行原因や被告人への支援策について協議をした。とりわけ、高齢であった母親は、被告人が前刑で服役中も何度も手紙を送っており、本件を止められなかったことを悔やむとともに、被告人の更生をなおも強く願っていた。母親の言葉を聞いた私は、家族による支援こそ被告人の更生に必要なのだと確信した。一方、被告人は、家族からの支援を素直に受け入れられないでいたため、

母親の心境を伝えるなどして家族関係の修復に努めた。

公判前整理手続は4回開かれ、類型証拠開示を通じて、被告人の調書のほか、コンビニエンスストアの防犯カメラの画像等の証拠を取得し、犯行態様等を検証した。また、被告人の調書のうち、本件犯行に及ぶまでの経緯や動機に関する部分は、被告人本人に公判で語ってもらおうと考え、全て不同意にした。

公判での弁護活動

公判では、冒頭陳述と証人尋問（被告人の母親及び兄）を担当した。

冒頭陳述では、本件の争点を「被告人が立ち直るためには何が必要なのか」に設定し、かかる争点に対して、「被告人の更生意欲と家族の支援がある以上、被告人を早く家族のもとへ帰らせるのが適当である」とのゴールを示した。その上で、ゴールへの道筋を、ストーリーを用いながら説明した。

書証の取調べでは、前述の報告書を大型スクリーンに提示したほか、母親の手紙を一枚ずつ読み上げた。

証人尋問では、母親及び兄に、被告人や事件に対する思いとともに、カウンセリング等の具体的な支援策を語っていただいた。

論告弁論では、検察側から懲役7年の求刑がなされたのに対し、私たちは前刑と同じ懲役4年が妥当であると述べた。

翌日の判決では、懲役4年6月の懲役刑が被告人に言い渡された。量刑理由では、不利な情状として、前刑の執行終了直後の犯行であることが重視されたものの、有利な情状として、偽札の質が低く、通貨に対する社会的信用を害する危険性が低いこと、家族による監督体制があり、被告人が反省していることが取り上げられていた。

感想

裁判を振り返り、改めて裁判員裁判はやりがいが多いと実感する。今でも、冒頭陳述をしたときの裁判員の方々の真剣な眼差しを鮮明に覚えている。

私のような経験の少ない弁護士を含め、裁判員裁

判には、意欲と工夫次第で、弁護人が活躍する場が大いに残されている。

一人でも多くの若手弁護士に裁判員裁判に携わっていただき、ともにこの制度の発展に貢献していけたらと思う。

トピック

東京拘置所における差入

刑事弁護委員会委員（2010年度委員長） 児玉 晃一（46期）

はじめに

2011年2月16日、法務省矯正局、東京拘置所と東京三会刑事弁護委員会との懇談会が行われました。そこで東京拘置所側から、実務に役立つ情報提供がありましたので、お知らせします。

便せん、封筒の差入

みなさん、拘置所で便せん、封筒を被告人に差し入れる際には、どのようにされていますか。

指定業者で購入し、差し入れてもらうのが一般的だと思いますが、現在では、それ以外のものでも差し入れる場合があります。

これは、刑事施設の長が、差し入れできる便せん、封筒を指定する業者から購入するものに制限するとの達示を定め、弁護人が直接差し入れるのを認めないと取扱いをしたことが、接見交通権を違法に侵害し、その裁量を逸脱したものであるとして、国家賠償請求を認めた判決（福岡高等裁判所判決平成22年2月25日・判例タイムズ1330号93頁）を受けてのものです。

ただし、郵便で便せん等を差し入れしようとした場合には、東京拘置所から、引き取り依頼の手紙が来ることがあります。その場合には、訴訟のために必要、という程度の簡単な理由を付せば、交付が認められるとのことでした。

急を要する訴訟書類等の差入

東京三会では、2010年8月18日付で、「弁護人が拘置所で接見をする際に訴訟関連書類の差し入れをした場合、即時、被告人に交付されるよう、運用を改善されたく、要望します。」という趣旨の要望書を、東京拘置所宛に提出しました。

大阪拘置所及び名古屋拘置所では、弁護人が差し入れた書類は即時被告人等に交付され、弁護人と被告人等がその場で差し入れた書類を各自見ながら打合せができるとのことであったため、東京拘置所においても同様の運用ができないかという申入れでした。具体的には、面会室のある各階の受付で、書類の授受ができる設備があるので、それを利用して欲しい、というものです。

しかし、これに対する回答がなかったため、頭書の懇談会で議題とし、検討結果の回答を要請しました。

東京拘置所側としては、そのような要望はあまりないので、現時点では運用を変える必要はないということでした。

ただ、急を要するものについては、一般の差入窓口（一階左奥）でその旨申し出てもらえれば、対応出来る場合もあるとのことでした。お急ぎでしたら、窓口でその旨おっしゃってください。

弁護士会としては、引き続き要望を続けていきます。